

## 新たな土地改良事業の施行の認可の申請に係る公告

桐生地区土地改良事業（維持管理）の施行に係る土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定による認可の申請を行うため、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年9月19日

桐生土地改良区 理事長 山本 修

### 記

- 1 新たな採択に係る土地改良事業の計画の概要  
別紙のとおり
- 2 公告期間  
令和7年9月19日から同年9月26日まで

「別紙のとおり」は省略し、大津市役所産業観光部田園づくり振興課及び大津市役所青山支所に備え置いて、公衆の閲覧に供する。